



島根県報

平成21年6月16日（火）

第2,094号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ " ）	4
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の 規定による医療機関の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	4
保安林の指定施業要件の変更	（森 林 整 備 課）	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水 産 課）	5

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料 の額の一部改正		5
---	--	---

【公安告示】

空港保安警備業務1級検定及び貴重品運搬警備業務1級検定の実施	（警 察 本 部）	5
--------------------------------	-----------	---

告 示**島根県告示第473号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年 6 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
鈴木内科医院	松江市西川津町1198-5	平成21年 4 月 3 日
かつべ整形外科医院	松江市南田町25番地 1	平成21年 6 月 1 日

島根県告示第474号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年 6 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
田中医院	松江市殿町250	平成21年 4 月 6 日
鈴木内科医院	松江市西川津町1198-5	平成21年 4 月 1 日

島根県告示第475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年 6 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 あおき	大田市大田町大田 口984番地 5	通所介護	しろがねの里 デイサービスセンター	大田市大田町大田 口985-4	平成21年 5 月25日
株式会社 あおき	大田市大田町大田 口984番地 5	介護予防通所 介護	しろがねの里 デイサービスセンター	大田市大田町大田 口985-4	平成21年 5 月25日
株式会社 あおき	大田市大田町大田 口984番地 5	訪問介護	しろがねの里 訪問介護事業所	大田市大田町大田 口985-4	平成21年 5 月25日
株式会社 あおき	大田市大田町大田 口984番地 5	介護予防訪問 介護	しろがねの里 訪問介護事業所	大田市大田町大田 口985-4	平成21年 5 月25日
株式会社 ツクイ	神奈川県横浜市港 南区上大岡西一丁 目 6 番 1 号	通所介護	ツクイ出雲下沢	出雲市上塩冶町 2655-2	平成21年 5 月27日

株式会社 ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	介護予防通所介護	ツクイ出雲下沢	出雲市上塩冶町2655-2	平成21年5月27日
株式会社 きずな	松江市大庭町1274番地16	訪問介護	にこにこヘルパーさん	松江市大庭町1274番地16	平成21年6月1日
株式会社 きずな	松江市大庭町1274番地16	介護予防訪問介護	にこにこヘルパーさん	松江市大庭町1274番地16	平成21年6月1日
医療法人 橋井堂	鹿足郡津和野町枕瀬189番地8	通所リハビリテーション	介護老人保健施設 せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成21年4月1日
医療法人 橋井堂	鹿足郡津和野町枕瀬189番地8	介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設 せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成21年4月1日
医療法人 橋井堂	鹿足郡津和野町枕瀬189番地8	短期入所療養介護	介護老人保健施設 せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成21年4月1日
医療法人 橋井堂	鹿足郡津和野町枕瀬189番地8	介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設 せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成21年4月1日

島根県告示第476号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年6月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
松井 喜代子	松江市比津町472-1	居宅療養管理指導	比津が丘松井薬局	松江市比津町472-1	平成21年4月30日
松井 喜代子	松江市比津町472-1	介護予防居宅療養管理指導	比津が丘松井薬局	松江市比津町472-1	平成21年4月30日
有限会社 だるま薬局	松江市殿町74	居宅療養管理指導	有限会社 だるま薬局 北田町店	松江市北田町42番地3	平成21年4月15日
有限会社 だるま薬局	松江市殿町74	介護予防居宅療養管理指導	有限会社 だるま薬局 北田町店	松江市北田町42番地3	平成21年4月15日
石西厚生農業協同組合連合会	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	通所リハビリテーション	介護老人保健施設 せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成21年3月31日
石西厚生農業協同組合連合会	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設 せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成21年3月31日
石西厚生農業協同組合連合会	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	短期入所療養介護	介護老人保健施設 せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成21年3月31日
石西厚生農業協同組合連合会	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設 せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成21年3月31日

組合連合会	瀬218番地18	入所療養介護	せらぎ	瀬218番地24	
有限会社 タビラ 薬品	大田市仁摩町仁万 452-11	居宅療養管理 指導	タビラ薬局	大田市仁摩町仁万 764-3	平成21年 4 月 5 日
有限会社 タビラ 薬品	大田市仁摩町仁万 452-11	介護予防居宅 療養管理指導	タビラ薬局	大田市仁摩町仁万 764-3	平成21年 4 月 5 日
田中 弘昭	松江市殿町250	訪問看護	田中医院	松江市殿町250	平成21年 4 月 6 日

島根県告示第477号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年 6 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
株式会社 テ クノサービス	松江市宍道町伊 志見493番地1	小規模多機能 型居宅介護	小規模多機能型 居宅介護事業所 すずかけの樹	松江市上乃木 2725-12	松江市上乃木 10丁目2番14号	平成19年 4 月 2 日
株式会社 テ クノサービス	松江市宍道町伊 志見493番地1	介護予防小規 模多機能型居 宅介護	小規模多機能型 居宅介護事業所 すずかけの樹	松江市上乃木 2725-12	松江市上乃木 10丁目2番14号	平成19年 4 月 2 日

島根県告示第478号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年 6 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
もりやま内科医院	出雲市大津町1708-9	平成21年 5 月 28 日

島根県告示第479号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 6 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成14年 3 月 8 日島根県告示第241号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第480号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成21年 6 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 温泉津町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

2 浜田市加入区（漁業協同組合 J F しまね）

3 益田市加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第3号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成21年 6 月16日から施行する。

平成21年 6 月16日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

日本脳炎ワクチン接種料の項の次に次の1項を加える。

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン接種料

初診 1回につき 7,140円

再診 1回につき 5,040円

公 安 委 員 会 告 示**島根県公安委員会告示第57号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成21年 6 月16日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
空港保安警備業務 1 級	学科試験	平成21年 9 月18日（金）午前 9 時30分から午前11時まで	10人程度
	実技試験	平成21年11月14日（土）午前 8 時30分から午後 5 時まで	
貴重品運搬警備業務 1 級	学科試験	平成21年 9 月18日（金）午前 9 時30分から午前11時まで	5人程度

	実技試験	平成21年10月31日（土）午前8時30分から午後5時まで	
--	------	-------------------------------	--

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市殿町8番地1 島根県警察本部庁舎

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 空港保安警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。 ○ 空港に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受検しようとする警備業務の種別（以下「当該警備業務」という。）に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の

交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 都道府県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成21年8月10日(月)から同月14日(金)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通

イ 添付書類

(ア) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉

(イ) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(ロ) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(ハ) 4(1)に該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(ニ) 4(2)に該当する者にあつては、1級検定受験資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書にはり付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問い合わせ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0852-26-0110内線3491、3493)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行うこと。